

山口県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善に向けた取組を行う事業所に対して、当該職場環境改善等に必要な経費を補助することにより、もって、職員の離職の防止・職場定着の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この補助金は別紙「山口県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、施設・事業所が行う事業を対象とし、補助率は10分の10とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、実施要綱に基づき知事が必要と認めた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、別記第1号様式による申請書に関係書類を添えて、令和7年4月15日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第4条第3項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）には、別記第4号様式により、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請は、別記第2号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。

3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更
- (2) 補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更
- (3) 経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更
- (4) 経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告は、別記第3号様式による実績報告書に係る書類を添えて、補助事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日)から20日を経過した日又は令和7年10月15日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第10条 知事は、事業の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知に係る金額及び規則第8条第1項の規定により承認した金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

(調査)

第11条 知事は補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から適用する。